

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 ま ゆ み

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第77号	飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例	可 決
議案第78号	飯綱病院条例の一部を改正する条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第77号 飯綱町文化財保護条例の一部を改正する条例

質 疑：文化財保護審議会はどこまでを職務としているのか。また、文化財の目録一覧というものも関係してくると思われるが、現状どのようになっているか。

回 答：文化財保護審議会の職務については、改正後の第4条第2項に規定している。町の文化財に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて、答申や建議すること。文化財の目録関係については、今年、歴史ふれあい館で開催した特別展「飯綱町の文化財」に併せて「飯綱町の文化財」という図録を発行した。その中に現在までに指定された町の文化財33件の目録と写真、所有者等の情報を全て収録している。事務的には文化財指定書原簿というものを教育委員会事務局において保管し管理している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 78 号 飯綱病院条例の一部を改正する条例

質疑①：改正前の条例でも病院の運営が可能であったということで良いか。

回答①：運営には何ら問題ない。

質疑②：長野県国保直診医師会に入る病院や医院とは。

回答②：国民健康保険事業により保健事業を行う、国保直営診療施設である病院及び医院の医師が構成する医師会である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。